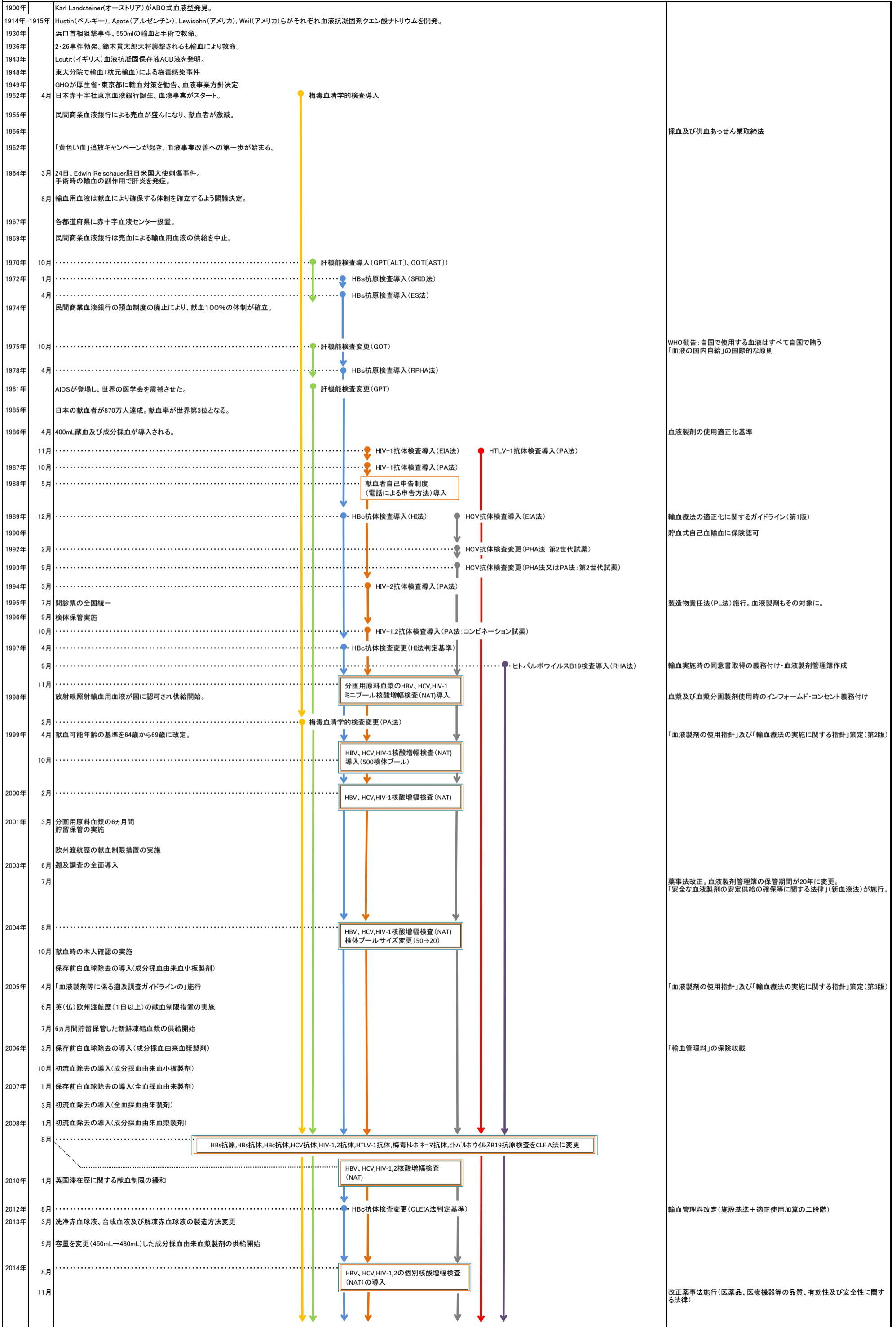


輸血の歴史



採血及び供血あっせん業取締法

WHO勧告: 自国で使用する血液はすべて自国で贈う
「血液の国内自給」の国際的な原則

血液製剤の使用適正化基準

輸血療法の適正化に関するガイドライン(第1版)
貯血式自己血輸血に保険認可

製造物責任法(PL法)施行。血液製剤もその対象に。

輸血実施時の同意書取得の義務付け・血液製剤管理簿作成

血漿及び血漿分画製剤使用時のインフォームド・コンセント義務付け

「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」策定(第2版)

薬事法改正。血液製剤管理簿の保管期間が20年に変更。
「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(新血液法)が施行。

「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」策定(第3版)

「輸血管理料」の保険収載

輸血管理料改定(施設基準+適正使用加算の二段階)

改正薬事法施行(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律)